

		大宇陀町		菟田野町		室生村	
九月十五日(水)		九月十四日(火)		九月九日(木)		九月六日(月)	
午後一時から	午前十時から 正午まで	午後二時から 午後二時まで	午前十一時三十分まで	午後一時から 午後二時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午後三時まで
大宇陀町中央公民館		奈良県農業協同組合上竜門支店		奈良県農業協同組合宇陀大正出張所		奈良県農業協同組合室生松支店	

		榛原町	
九月二十二日(水)		九月二十一日(火)	
午後三時まで	午後一時から 午後二時まで	午後三時まで	午後十一時三十分まで
榛原町中央公民館		奈良県農業協同組合伊那支店	

備考
表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。

奈良県告示第二百四十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旗尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。
平成十六年七月三十日
奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所
理事 小林陽一 香芝市北今市三丁目一八五

〃	牧浦 九左夫	〃	六丁目四一五
〃	吉村 増雄	〃	六丁目四四五
〃	山本 孝雄	〃	三丁目一九二一一
〃	黒松 宏允	〃	香芝市高五四
〃	先山 茂男	〃	〃一〇二一一
〃	喜多 正則	〃	〃三二二
〃	松井 修	〃	〃一〇
〃	黒松 吉次	〃	〃八一
〃	竹嶋 清悟	〃	香芝市上中三七一
〃	吉村 勝昭	〃	〃三二五
〃	杉田 充男	〃	北葛城郡上牧町上牧四〇四
〃	牧浦 郁夫	〃	〃 三八五一一
〃	坂口 和雄	〃	香芝市今泉七七七
〃	黒松 正治	〃	北葛城郡上牧町上牧三八二
〃	高橋 義信	〃	香芝市北今市六丁目三九六
〃	三村 正則	〃	香芝市上中四〇一
二	就任役員の役名、氏名及び住所		
理事	小林 陽一	〃	香芝市北今市三丁目一八五
〃	牧浦 九左夫	〃	〃 六丁目四一五
〃	吉村 増雄	〃	〃 六丁目四四五
〃	山本 孝雄	〃	〃 三丁目一九二一一
〃	黒松 宏允	〃	香芝市高五四
〃	先山 茂男	〃	〃一〇二一一
〃	喜多 正則	〃	〃三二二
〃	松井 修	〃	〃一〇
〃	黒松 吉次	〃	〃八一
〃	杉田 充男	〃	北葛城郡上牧町上牧四〇四
〃	辻本 均	〃	〃 三六五
〃	黒松 健	〃	香芝市上中四〇五
〃	松本 光弘	〃	〃 二八九一四

〃 坂口 和雄 香芝市今泉七七七
 〃 監事 中村 昌平 香芝市北今市六丁目四〇八
 〃 竹田 博美 北葛城郡上牧町上牧四一七
 〃 三村 正則 香芝市上中四〇一

奈良県告示第二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年七月二十一日長安寺土地改良区営土地改良事業（維持管理事業）の計画変更について認可した。
 平成十六年七月三十日
 奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年七月二十一日次の表の上欄に者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。
 なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年七月三十日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
檀原市長 安曾田 豊	水と農地活用促進事業（用排水路整備） 雲梯地区	平成十六年八月二日から同月二十三日まで 檀原市役所
檀原市長 安曾田 豊	水と農地活用促進事業（農道整備） 葛本地区	平成十六年八月二日から同月二十三日まで 檀原市役所

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年七月三十日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社介 護のみき大 和高田店	大和高田市昭和 町二―三三	介護のみき 高取支店	高市郡高取町 丹生谷九六九 ―四	居宅介護	平成十六 年八月一 日
有限会社ケ ア・サポー ト誠和	大和郡山市城町 一六八―七二	サポートセ ンターもく もく	大和郡山市城 町一六八― 七二	居宅介護	平成十六 年八月一 日
有限会社ウ エルネス斑 鳩	生駒郡斑鳩町服 部一―二―二五	ウエルネス 斑鳩ケアサ ービス	生駒郡斑鳩町 服部一―二― 二五	居宅介護	平成十六 年八月一 日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年七月三十日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社介 護のみき大 和高田店	大和高田市昭和 町二―三三	介護のみき 高取支店	高市郡高取町 丹生谷九六九 ―四	居宅介護	平成十六 年八月一 日
有限会社ケ ア・サポー ト誠和	大和郡山市城町 一六八―七二	サポートセ ンターもく もく	大和郡山市城 町一六八― 七二	居宅介護	平成十六 年八月一 日
有限会社ウ エルネス斑 鳩	生駒郡斑鳩町服 部一―二―二五	ウエルネス 斑鳩ケアサ ービス	生駒郡斑鳩町 服部一―二― 二五	居宅介護	平成十六 年八月一 日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年七月三十日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社ク オリティー	桜井市谷一四	ヘルパース テーション 楓	桜井市外山一 五七五 ロイ ヤルハイツ桜 井一〇二	居宅介護	平成十六 年八月一 日
有限会社介 護のみき	大和高田市昭和	介護のみき	高市郡高取町	居宅介護	平成十六

護のみき大 和高田店	町二―三三	高取支店	丹生谷九六九 ―四	年八月一 日
有限会社ケ ア・サポー ト誠和	大和郡山市城町 一六八―七二	サポ―トセ ンターもく もく	大和郡山市城 町一六八― 七二	平成十六 年八月一 日
有限会社ウ エルネス斑 鳩	生駒郡斑鳩町服 部一―二―二五	ウエルネス 斑鳩ケアサ ―ビス	生駒郡斑鳩町 服部一―二― 二五	平成十六 年八月一 日
社会福祉法 人やまと	橿原市東竹田町 三七―一	ア―トコス モス	山辺郡都祁村 友田一八―四 助	平成十六 年八月一 日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
 なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
 平成十六年七月三十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年七月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奈良フィルムコミッション
- 三 代表者の氏名
村奈嘉 宏彦
- 四 主たる事務所の所在地
奈良市南市町一七番地の一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県に映画等のロケーション誘致を行い、多くの地域住民が撮影等に参加し、協力し、活発な交流を図ることで、「わが町」意識を高めるとともに、海外の国々との交流を通して地域の文化芸術等の振興を図りながら、地域での友好的な交流を促進し、よりよい「まちづくり」を進めることで、地域の活性化に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。
 平成十六年七月三十日

奈良県知事 柿本善也

処分をし た年月日	処分を受 けた者の 名称	主たる営業所 の所在地	代表者の 氏名	許可番号	処分 の内 容	処分の原 因となっ た事実
平成十六 年七月二 十三日	株式会社 トチ建設 工業	大和高田市池 尻二四四ノ四	枡好憲	奈良県知事許可 （般一―三）第 一一〇五四号	許可 の取 消し	破産

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十五年五月二十日第七〇―一八二号
平成十六年一月二十三日第七〇―一八二―一
号
平成十六年二月二十三日第七〇―一八二―二
号
平成十六年五月三十一日第七〇―一八二―三
号

平成十六年七月十四日第七〇一八二一四号
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十一日第六〇六六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十一日第三八六九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市東菜畑一丁目一六五番地ノ五、一六五番地ノ九二、一六五番地ノ九五、一六五番地ノ一〇三、一六五番地ノ一〇八、一六五番地ノ一〇九、一六五番地ノ一一〇、一六五番地ノ一一一、一六五番地ノ一一二、一六五番地ノ一一三、一六五番地ノ一一四、一六五番地ノ一一五、一六五番地ノ一一六、一六五番地ノ一一七、一六五番地ノ一一八、一六五番地ノ一一九、一六五番地ノ一二〇、一六五番地ノ一二一、一六五番地ノ一二二、一六五番地ノ一二三、一六五番地ノ一二四、一六五番地ノ一二五、一六五番地ノ一二六、一六五番地ノ一二七、一六五番地ノ一二八、一六五番地ノ一二九、一六五番地ノ一三〇、一六五番地ノ一三一、一六五番地ノ一三二、一六五番地ノ一三三、一六五番地ノ一三四、一六五番地ノ一三五、一六五番地ノ一三六、一六五番地ノ一三七、一六五番地ノ一三八、一六五番地ノ一三九、一六五番地ノ一四〇、一六五番地ノ一四一、一六五番地ノ一四二、一六五番地ノ一四三、一六五番地ノ一四四、一六五番地ノ一四五、一六五番地ノ一四六、一六五番地ノ一四七、一六五番地ノ一四八、一六五番地ノ一四九、一六五番地ノ一五〇、一六五番地ノ一五一、一六五番地ノ一五二、一六五番地ノ一五三、一六五番地ノ一五四、一六五番地ノ一五五、一六五番地ノ一五六、一六五番地ノ一五七、一六五番地ノ一五八、一六五番地ノ一五九、一六五番地ノ一六〇、一六五番地ノ一六一、一六五番地ノ一六二、一六五番地ノ一六三、一六五番地ノ一六四、一六五番地ノ一六五、一六五番地ノ一六六、一六五番地ノ一六七、一六五番地ノ一六八、一六五番地ノ一六九、一六五番地ノ一七〇、一六五番地ノ一七一、一六五番地ノ一七二、一六五番地ノ一七三、一六五番地ノ一七四、一六五番地ノ一七五、一六五番地ノ一七六、一六五番地ノ一七七、一六五番地ノ一七八、一六五番地ノ一七九、一六五番地ノ一八〇、一六五番地ノ一八一、一六五番地ノ一八二、一六五番地ノ一八三、一六五番地ノ一八四、一六五番地ノ一八五、一六五番地ノ一八六、一六五番地ノ一八七、一六五番地ノ一八八、一六五番地ノ一八九、一六五番地ノ一九〇、一六五番地ノ一九一、一六五番地ノ一九二、一六五番地ノ一九三、一六五番地ノ一九四、一六五番地ノ一九五、一六五番地ノ一九六、一六五番地ノ一九七、一六五番

地ノ一九八、一六五番地ノ一九九、一六五番地ノ二〇〇、一六五番地ノ二〇一、一六五番地ノ二〇二、一六五番地ノ二〇三、一六五番地ノ二〇四、一六五番地ノ二〇五、一六五番地ノ二〇六及び一六五番地ノ二〇七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京市中央区日本橋馬喰町二丁目一番一号

総合地所株式会社 代表取締役 松岡瑞樹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市東菜畑一丁目一六五番地ノ五、一六五番地ノ一〇三、一六五番地ノ一〇八、一六五番地ノ一九八、一六五番地ノ一九九、一六五番地ノ二〇〇、一六五番地ノ二〇一、一六五番地ノ二〇二、一六五番地ノ二〇三、一六五番地ノ二〇四、一六五番地ノ二〇五、一六五番地ノ二〇六及び一六五番地ノ二〇七

公園 生駒市東菜畑一丁目一六五番地ノ九二、一六五番地ノ一九四及び一六五番地ノ一九五

下水道 生駒市東菜畑一丁目一六五番地ノ五、一六五番地ノ九二、一六五番地ノ一〇三、一六五番地ノ一〇八、一六五番地ノ一九八、一六五番地ノ一九九、一六五番地ノ二〇〇、一六五番地ノ二〇一、一六五番地ノ二〇二、一六五番地ノ二〇三及び一六五番地ノ二〇三の各一部

緑地 生駒市東菜畑一丁目一六五番地ノ一九六及び一六五番地ノ一九七

水路 生駒市東菜畑一丁目一六五番地ノ九五

許可番号

平成十六年二月二十日第六八一一九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十三日第六〇六七号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字東寺田一八二番地ノ九及び一八二番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三

御所市長 前川正

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
平成十六年七月三十日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年四月二十日高土第一六一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月十三日高土第六一八号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市上中九九番地ノ八及び九九番地ノ三五
なお、これらの土地の仮換地は、次のとおりです。

四 大和都市計画事業旭ヶ丘土地区画整理事業六八街区一―一画地及び一―二画地
開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市田尻二六二番三号
株式会社柴田住建 代表取締役 柴田義信

一 許可番号

平成十六年四月二十七日高土第一六一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月二十五日高土第六一七号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町馬見北五丁目一七番地ノ六及び一七番地ノ七
開発許可を受けた者の住所及び氏名

四 北葛城郡広陵町馬見北四丁目一六番地ノ七
村上和寿

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。